



トピックス	TOP	MPD
S・A	5~9	5~9
論文	2・3	2

地方公務員の義務、分限・懲戒

地方公務員の義務の種類

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない(地公法30条)。



地方公務員の義務の種類

・宣誓義務(地公法31条)

職務上の義務

- ・職務に専念する義務(地公法35条)
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地公法32条)

身分上の義務

- ・信用失墜行為の禁止(地公法33条)
- ・秘密を守る義務(地公法34条)→刑事罰有り
- ・政治的行為の制限(地公法36条)
- ・労働基本権の制限(地公法37条)→刑事罰有り
- ・営利企業等への従事制限(地公法38条)

→懲戒事由になり得る



宣誓義務

職員は、条例の定めるところにより、**サービスの宣誓をしなければならない**(地公法31条)。



警察職員については、警察法3条で「日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする」と定められているよ。

服務上の義務

1 職務に専念する義務

職員は、法律又は条例に定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、所属する地方公共団体がなすべき責任を有する職務にのみ従事しなければならない(地公法35条)。

2 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

職員は、職務を執行するに当たって、「法令等」に従い、かつ、「上司の職務上の命令」に従わなければならない(地公法32条)。**行政機関の一体性、行政責任の明確性及び公務の能率性・迅速性を確保するため**、職員は、職務命令に違法があっても拒むことはできない。拒否できるのは、職務命令に明白かつ重大な違法があるという例外的な場合に限られる。

上司に再考を促すため、意見具申することは当然できるよ。



身分上の義務

1 信用失墜行為の禁止

職員は、その**職の信用**を傷つけ、又は**職員の職全体の不名誉となるような行為**をしてはならない(地公法33条)。この義務は、公私両面にわたって課される。

2 秘密を守る義務

職員は、**職務上知り得た秘密**を漏らしてはならない。退職後も同様である(地公法34条1項)。

知っ得メモ

守秘義務

- 「秘密」とは、公に知られていない事実で、それを公開することが、行政に支障をもたらし、又は国民の利益を害するおそれのあるものをいう(最決昭52.12.19参照)。
- 証人として、職務上の秘密に係る事項を証言するには、地方公務員の場合は任命権者(退職者は、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可が必要である(地公法34条2項、刑訴法144条)。任命権者は、法律の定める場合以外は許可を拒むことができない(地公法34条3項)。



マンガでTRY 法学論文 憲法



TOPの論文 1、TOP・MPDの論文 1 とリンク！

立ち退き要求運動の憲法上の問題

甲は、宗教団体の代表であったが、過去に同宗教団体を率いてテロ行為に関与したとして逮捕され、現在服役中である。甲の逮捕後、同宗教団体は代表を乙に交代し、A市に本部を移転した。A市の地元住民らは、現在乙が代表を務める当該宗教団体が、今度はA市内でテロ行為等を起こす可能性を危惧しており、同宗教団体がA市内に保有する宗教施設に対して、立ち退き要求運動を展開している。



A市地元住民らのこのような運動は、憲法上の人権を侵害する行為として、憲法違反になるか否かについて述べなさい。



解答・解説は次ページで →